

サービス名等	(上段) 質問 (下段) 回答
<p>共通 (R3指定基準の改定)</p>	<p>R3.4.1改正に伴い、「虐待防止のための措置に関する事項」や「業務継続計画の策定」等について、運営規程、重要事項説明書に規定しなければならないのか。</p> <p>「虐待防止措置」については、運営規程に規定しなければならない。(運営基準第18条)                  その他の「業務継続計画」や「ハラスメント防止」等については、運営規程に規定しなければならない事項としては明記されていないので、規定するか否かについては事業所にて判断していただきたい。                  重要事項説明書等への記載について、以下のとおり規定されているので、ご確認のうえ判断願いたい。</p> <p>(運営基準(省令)第4条参照)                  指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>訪問介護 (訪問介護2名体制について)</p>	<p>体重が重く、左側に麻痺がある方への身体介護(排せつ、清拭)について、2名で対応することは可能か。</p> <p>2人の訪問介護員等による訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、利用者の身体的理由により1人での介護が困難である場合や、暴力行為や迷惑行為等が認められる場合、又はこれらに準ずると認められる場合については、算定が可能となっている。利用者の状況等を踏まえ判断していただき、算定する場合は記録をしておくこと。</p>
<p>訪問介護 (同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて)</p>	<p>同居家族がいる場合の生活援助等についてどのように取り扱うのか。</p> <p>同居家族が居る場合における訪問介護サービス等の生活援助の提供については、当該家族等の障害、疾病等の理由により、利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの、もしくは、障害等がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合に行われることとされている。生活援助の提供にあたっては、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものである。同居家族等がいることのみを判断基準として一律機械的に決定することではない。</p>
<p>通所介護 (送迎関係)</p>	<p>デイサービスでの送迎について、行きは自宅からデイサービスへの送迎を行うが、帰りは〇〇市の長女宅への送迎を要望されているが、この場合、送迎の算定は出来るのか。</p> <p>デイサービスの送迎はその居宅と指定通所介護事業所との送迎となっているため、帰りの送迎については算定できない。                  ※「居宅」が1日の間に複数あるということは考えにくい。</p>
<p>短期入所生活介護 (同日利用について)</p>	<p>同居家族が急遽入院することとなったためショートステイの利用が必要となったが、年末であり対応可能な事業所がなく、同日に2つの事業所を利用(A事業所退所してそのままB事業所入所)することになるが、どちらの事業所も報酬算定は可能か?                  また、事業所間の送迎加算は算定可能か?</p> <p>短期入所の利用日数は、原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされており、A事業所からB事業所に変更した日はどちらの事業所も報酬算定可能。                  また、送迎は利用者や家族の状況から必要と認められる場合、利用者の居宅まで個別に送迎する時に算定可能であり、事業所間の直接移動の場合には送迎加算は算定できない。</p>

サービス名等	(上段) 質問 (下段) 回答
福祉用具貸与	<p>寝るときだけ、自宅ではなく娘宅に泊まる予定の対象者がいるのだが、ベッドサイドに立ち上がり用の手すりが必要となる。この場合、娘宅での福祉用具貸与は認められるか。自宅でも日常生活のため福祉用具貸与の利用を考えている。</p> <p>居住地が複数という例外を認めてしまえば、制度として成り立たなくなるため、あくまでも居住地は一つに定めること。その居住地以外での福祉用具貸与は自費での利用となる。</p> <p>特殊寝台と体位変換機をレンタルしており、退院後、利用したが、3時間後に亡くなった。この場合、介護給付されるのか。</p> <p>利用実績があれば給付は可能。</p>
居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護 (月途中で小規模多機能型居宅介護を利用する場合の請求方法)	<p>現在福祉用具を利用しているが、月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始する場合の請求方法はどのようにすればいいか。</p> <p>月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は、居宅介護支援費の算定は可能であるため、小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護を含めてその利用者に係る「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護支援費の請求を行うこととなる。このことから、今回の場合、利用開始前の居宅介護支援事業所が小規模多機能分も含めた給付管理を行う。</p>
居宅介護支援事業所 (保険者が変更した場合)	<p>古賀市在住の親戚宅に一時的に身を寄せている利用者（保険者は他市）について、古賀市の親戚宅に住民登録をすることとなった場合は、利用者の環境としては住んでいる所も家族等の関わりも変化はなく、住民票の異動に伴う保険者変更のみであるが、軽微な変更として扱われないのか。</p> <p>保険者が変更となった場合は、軽微な変更にはあたらない。 新たな保険者において、新規のケアプランという取扱いになるため、一連のケアマネジメントが必要であると考えられる。</p>
通所・訪問系サービス (サービス提供の変更、代替サービスの実施等) ※新型コロナ関連	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準を満たさない場合（コロナ感染、濃厚接触者、休校による子の看護等により）は、基準違反や減算の対象になるか。〇〇人以下であれば減算にならないといった基準等はあるか。</p> <p>一時的に指定基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができない場合は、柔軟な対応が可能であり、報酬の減額を行わない等の取扱いが可能となっていることから、明確な基準は設定してなく、柔軟に取り扱って構わない。</p> <p>通所介護及び通所リハビリを利用している人で、今回、通所介護側でコロナ濃厚接触者が発生し、通所介護事業所が閉所している。本人は濃厚接触者と判定されていないが、通所リハビリ事業所側からは感染予防のため利用を控えるようお願いがあった。リハビリをして体を動かしていないと状態が悪化することから、訪問介護及び訪問リハビリによるサービス提供は可能か。</p> <p>可能。</p> <p>自宅から、新型コロナウイルスに係るワクチン接種会場へ向かうため、介護タクシー（訪問介護-通院等乗降介助加算）の利用ができるか。</p> <p>利用可能。</p> <p>通所介護利用中に、コロナワクチン接種（3回目）をした場合、介護報酬はどのような取り扱いになるのか。 (通所介護利用中に病院から電話があり、キャンセル枠が空いたため接種について打診があり、応じたとのこと)</p> <p>サービスを中断のうえその他の行為を行うことは基本的には想定されていないため、この場合はサービス中断の時点で当該回のサービスは終了したものとし、その後の通所介護を再開しても、再開後に係る介護報酬は算定できない。 (元々別日に接種を予定しており、キャンセル枠が空いたことによる日時を変更しているため、緊急やむを得ない場合には該当しない)</p>